

☺住宅の返還に関するご案内☺

1. 住宅の明け渡しにあたって

住宅を明け渡すことが決まれば、すみやかに伊丹市住宅政策課まで連絡下さい。
まず、明け渡し予定日の15日前までに、必ず「住宅返還届」を提出し、住宅の検査日を設定します。次に、「住宅の検査」を受けたうえで、住宅を返還(明渡し)します。

※なお、検査日は原則市役所の閉庁日を除きます。

2. 住宅返還(明け渡し)の手順

15日前
までに

◆「住宅返還届」の提出◆

◇電気・ガス・水道などの精算及び閉栓
電気・ガス・水道などの公共料金の精算と閉栓は、必ず明け渡し日までに済ませておいてください。

◇住宅の検査
検査日に伊丹市住宅政策課の職員が訪問します。検査に立ち会っていただき、個人で費用負担しなければならない修繕箇所の指示を受けてください。

◇鍵の返還
住宅の検査終了後、入居時にお渡しした鍵(3本)すべてを返還してください。

◇住宅の返還(明け渡し)予定日◇

☆敷金の返還

敷金の返還までには、事務処理上、住宅の検査日から2ヵ月程度必要です。なお、個人の費用負担のある方については、精算後、残金を返還します。

☆家賃の精算

明け渡し月の家賃は、住宅の検査日までの日割りになります。
返還までには、事務処理上、住宅の検査日から2ヵ月程度必要です。

◇◇その他、ご不明な点等ございましたら、下記連絡先までお問い合わせください◇◇

《お問合せ・書類提出先》
〒664-0038 兵庫県伊丹市千僧1丁目1番地
伊丹市役所 都市活力部隣市整備室住宅政策課
住宅政策課 ☎ (072) 784-8069
FAX ☎ (072) 784-8070
Email : jyutaku@city.itami.lg.jp